

亀山市公告第57号

次のとおり亀山市職員を募集しますから、志願者は応募してください。

平成27年7月29日

亀山市長 櫻井 義之

1 職種、採用予定人数及び応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
事務職（一般）	7人程度	(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成28年3月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方 (2) 通勤可能な方
事務職（身体障がい者）	1人程度	(1) 介護者なしに事務職としての任務の遂行が可能な方 (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方 (3) 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成28年3月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方 (4) 通勤可能な方 (5) 活字印刷文による出題に対応できる方
技術職（土木）	2人程度	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成28年3月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方で土木技術の専門課程・科目を履修している方 (2) 通勤可能な方

保健師	1人程度	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方又は平成28年3月までに資格を取得見込みの方 (2) 通勤可能な方
保育士・幼稚園教諭	2人程度	(1) 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する方又は平成28年3月までに資格及び免許を取得見込みの方 (2) 通勤可能な方
消防職	5人程度	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成28年3月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方 (2) 通勤可能な方
医療職(看護師)	2人程度	(1) 看護師の免許を有する方又は平成28年3月までに免許を取得見込みの方 (2) 通勤可能な方

ただし、次に該当する方は、応募することができません。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当する方
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の方。なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8を参照してください。
- (3) 医療職(看護師)は、地方公務員法の定年退職が満60歳のため、その年齢以上の方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)
- (4) 消防職については、日本国籍を有しない方

2 試験の日時、場所など

- (1) 第1次試験

ア 職種 事務職（一般・身体障がい者）、保健師、保育士・幼稚園教諭及び消防職

日時 平成27年9月20日（日曜日）午前9時

場所 亀山市総合保健福祉センター

試験科目 教養試験、適性検査及び小論文の各筆記試験とします。

イ 職種 技術職（土木）

日時 平成27年9月20日（日曜日）午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 教養試験、適性検査、専門試験及び小論文の各筆記試験とします。

ウ 職種 医療職（看護師）

日時 平成27年9月26日（土曜日）午後1時30分

場所 亀山市立医療センター

試験科目 個別面接及び作文とします。なお、第2次試験及び第3試験は実施しません。

（2）第2次試験

ア 職種 事務職（一般・身体障がい者）、技術職（土木）、保健師、保育士・幼稚園教諭及び消防職

日時 平成27年10月11日（日曜日）午前9時

場所 亀山市総合保健福祉センター及び亀山西小学校（体力測定）

試験科目 集団討論とします。また、消防職は体力測定を併せて実施します。

（3）第3次試験

ア 職種 事務職（一般・身体障がい者）及び技術職（土木）

日時 平成27年11月1日（日曜日）午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接とします。

イ 職種 保健師、保育士・幼稚園教諭及び消防職

日時 平成27年10月31日(土曜日)午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 個別面接とします。また、保育士・幼稚園教諭は実技試験を併せて実施します。

3 申込書の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先及び提出先

企画総務部人事情報室 (市役所本庁舎2階)

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

(2) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送とします。

詳しいことは、企画総務部人事情報室(電話0595-84-5031、ファクシミリ0595-82-9955)までお尋ねください。

4 提出書類

(1) 市職員採用試験申込書(市の指定するもの)

(2) 履歴書・身上書(市の指定するもの)

(3) 最終学校の卒業(見込)証明書(卒業証書の写しでも可)

(4) 事務職(身体障がい者)については、身体障害者手帳の写し

(5) 保育士・幼稚園教諭及び医療職(看護師)については、資格等を有することを証明する書類の写し(ただし、取得見込みの場合は除く。)

(6) 医療職(看護師)については、身体検査書

5 受付期間

平成27年8月3日(月曜日)から同月21日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

なお、郵送による申込みは、書留郵便に限り、平成27年8月21日(金曜日)必着とします。

6 採用等

試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

採用予定日は、平成28年4月1日とします。ただし、卒業見込の方を除いては、平成28年3月31日以前を採用日とすることもあります。

7 給与は、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の定めるところにより支給します。

8 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、亀山市においては、外国籍の職員は次のような職務に就くことはできません。

(1) 公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する室長級以上の職にあって、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職務

イ 亀山市の基本政策、人事、財政等を担当する職務